

骨子からの修正・追加等

修正素案_202408検討会

編	章	節	枝番	頁	修正素案	修正の骨子（2024.3.27幹事会） ※（追加）は、骨子案に含めていない内容	説明	修正内容 の分類
				v	用語の意義 「関係公共機関」に「ソフトバンク㈱」「楽天モバイル㈱」を追加	(追加)	指定公共機関の追加	ウ
1	3	2		p3	2 自衛防災組織の設置・整備 4 関係市消防機関	(追加)	過去の修正漏れ	ウ
1	4	2	4	p5～6	消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設、特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、高圧ガス保安法、 <u>脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律</u> 及び石炭法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。	4 関係市消防機関 消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、高圧ガス保安法及び石炭法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。	必要な文言修正の追加と水素推進社会法※の追加 ※高圧ガス保安法と同様に関係市消防機関に追加することを方針であったが骨子段階では法案成立前だったため修正内容に含めていなかった。	ア、ウ
1	4	2	6	p8	6 関係公共機関 (13) K D D I ㈱南関東総支社、 <u>ソフトバンク㈱</u> 、 <u>楽天モバイル㈱</u> ア 電気通信施設の整備及び保全 イ 災害時における電気通信の疎通	(追加)	指定公共機関の追加	ウ
4				p35	リード文（近年の事故件数の推移等に係る記載を時点修正）： 近年、増加傾向にあることから、設備の高経年化対策、保安人材の育成等について、充実強化を図ることを推進する。	近年、増加傾向であり、設備の高経年化対策、保安人材の育成等について、充実強化を図ることが急務である。	表現の修正 ※取組みの程度を変えることを意図した修正ではありません	ウ
4	1	1	3	p37	また、これまでに <u>特定屋外タンク（昭和52年2月15日以前設置）の新基準（平成7年1月施行）※1適合性及び平成11年4月1日以前設置の準特定屋外タンク（平成11年4月1日以前設置）の新基準（平成11年1月施行）※2適合性について調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じて基準に適合させたが、</u> 引き続き施設の維持管理を行う。	また、これまでに特定屋外タンク（昭和52.2.15以前設置、以下同じ。）は、平成7年1月施行の「新基準」※1、及び準特定屋外タンク（平成11.4.1以前設置、以下同じ。）は、平成11年4月施行の「新基準」※2についての適合性調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じ、基準に適合させたが、引き続き施設の維持管理を行う。	※これ以降の計画の内容において全て旧法タンクを指しているわけではないので「以下同じ。」は削除した。	イ
4	1	1	3	p37	(2) 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策） 特定屋外タンクについては、平成17年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行う。 <u>また、この改正により「新基準」※3適合が求められる浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、災害危険性の評価結果等に応じた措置を講じられているが、</u> 引き続き施設の維持管理を行う。 また、内部浮き蓋式タンクについても、平成24年に施行された <u>基準への適合が求められるものについて改修が行われているが、</u> 引き続き施設の維持管理を行う。	(2) 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策） 特定屋外タンクについては、平成17年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行うとともに、「新基準」※3適合への対策が求められる浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、災害危険性の評価結果等に応じて計画的に法令の猶予期限までに措置を講じたが、引き続き施設の維持管理を行う。 また、内部浮き蓋式タンクについても、平成24年に新たに制定された基準に基づいて、対策を実施し、パン型及びバルクヘッド型の浮き蓋についても、改修猶予期限までに改修が行われてきたが、引き続き施設の維持管理を行う。	内容を簡潔にし、文章の体裁を整えるため骨子の内容から更に修正した。	イ
4	1	1	4	p38	高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「 <u>高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（作成：平成19年3月、改訂：令和6年3月 神奈川県）</u> 」・・・	高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「 <u>高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（平成19年3月神奈川県）</u> 」※を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「 <u>石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成24年2月一般社団法人 エンジニアリング協会）</u> 」を参考に適切に維持管理を行う。 ※「 <u>高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（平成19年3月神奈川県）</u> 」については、令和6年度に改訂作業を実施中である	技術資料改訂を反映	ウ
5	7	1	1	p77	(4)航路の障害物除去 ○略 ○関東地方整備局は、開発保全 <u>航路</u> （非常災害時に緊急輸送船舶の交通を確保するための緊急確保航路を含む）について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努める。	(追加)	過去の修正漏れ 修正前：開発保全道路	ウ
5	7	2	5	p79	緊急通行車両の取組 (2)緊急通行車両 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次による。 ○ 県の保有車両及び調達車両については、県知事（ <u>危機管理対策課、冬地域行政総合センター</u> ）が行い・・・	(追加)	組織名称の変更に伴う修正 修正前：災害対策課	ウ
5	9		2	p85	川崎市の異常保護対策 (1) 医療対策 ア 医療救護班の編成 区本部、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。 ・区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成する。 ・川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じて、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。	(追加)	過去の修正漏れ 修正前：川崎医師会	ウ
5	9		3	p90	自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費 2 <u>救援</u> 活動に要した経費	(追加)	過去の修正漏れ 修正前：救急活動	ウ
6	1	1	2	p96～97	2気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 ○ 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード <u>6.8</u> 以上の・・・ ・ガイドライン改訂の反映 ・「巨大地震警戒」の情報の流れのイメージ図	(追加)	時点修正 修正前：6.8程度以上	ウ
6	2	1	1	p99	(2)計画等の内容 特定事業所等が作成する <u>地震防災応急計画等</u> については	(追加)	過去の修正漏れ 修正前：地震防災対策応急計画等	ウ
全般					「努めるものとする」を「努める」に修正するなど文言の修正	(追加)	文章の体裁を整えるため修正	ウ